

## シンカプロジェクト

今年度もシンカプロジェクト事業による、シンカレタスの出荷が始まり、美味しいレタスができあがっています。

昨年度は5名の農家により45tの出荷がありましたが、今年度も昨年以上の出荷量、秀品率の向上を目指して頑張っています。



お問い合わせ：農林水産課 農林係 ☎966-1202



ご成人おめでとうございます！

## 20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務づけられています。20歳になったら国民年金の加入手続きをしましょう！

### Q. 国民年金の加入手続きは、いつ、どこですか？

A. 20歳になったら、お住まいの管轄年金事務所もしくは役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

●20歳になったらお住いの年金事務所からご案内が届きます。返送してお手続きも可能で簡単です。

### Q. 毎月の保険料はいくら？

A. 月額 16,410 円（令和元年度）です。

### Q. 保険料を安くする方法はあるの？

A. あります！前納制度をご利用ください。

●保険料を早めに納めること（前納）により、保険料が割引になります。  
※前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。

### Q. 年金額をお得に増やすには？

A. 16,410円の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると老齢基礎年金合わせて付加年金を受け取れます。

●付加年金の年金額は「200円 × 納付月額」で計算。  
たとえば付加保険料を10年間納付して、65歳から80歳になるまで付加年金を受け取ると  
付加保険料納付額（400円 × 120月 = 48,000円）  
付加年金額（200円 × 120月 × 15年 = 360,000円）  
※付加保険料を納めるには、申し込みが必要です。

### Q. 将来年金を受け取る以外になにかメリットはあるの？

A. 保険料と付加保険料が社会保険控除の対象になります。

### Q. 毎月16,410円は払えない。どうすれば？

A. 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。

●手続きをしないと老後の年金を受け取れなくなったり、不慮の事故等により障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

### 〈産前産後免除制度〉

●産前産後期間の保険料が免除されます。

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後の免除期間は年金を受け取るための期間として計算されるうえ、老年基礎年金額に満額反映されます。

### 〈学生納付特例制度〉

●学生の方の保険料納付が猶予されます。

学生納付特例期間は年金を受け取るための期間として計算されますが、老年基礎年金額には反映されません。

### 〈納付猶予制度〉

●50歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます。

納付猶予の期間は年金を受け取るための期間として計算されますが、老年基礎年金額に反映されません。

※学生の方はこの制度を利用できません。「学生納付特例制度」をご利用ください。

お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522  
村民課 年金係 ☎966-1205